

外来化学療法診療料 1 に係る掲示事項

当院では下記の通り、対応を行っています

- ・専任の医師、看護師または薬剤師を院内に常時1人以上配置し、患者からの電話等による緊急相談等に24時間対応できる連絡体制をとっています

- ・急変時等の緊急時に「当該患者様が入院できる体制の確保」または「他医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制の整備」を行っています

- ・実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催します

→当該委員会は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者、業務に携わる看護師、薬剤師、および必要に応じてその他の職種から構成され、少なくとも年1回開催します

令和6年6月1日 武内病院